

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次
ひな白痢の検査

告示

鳥取県告示第六百十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍

種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法

別表 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十四日	鳥取市湖山	山陰種鶏場
〃 十五日	〃	〃